

整理番号	27-4	事務事業名	(建築指導事務) 優良住宅審査事務	作成部署	建設部建築課	電話	内線653
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名 齊藤順二	課長職名	川上雅行	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	H12改正	根拠法令等	租税特別措置法、地方自治法				
"終了予定年度"							
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	土地譲渡益課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務						

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	高い都市機能を持ち、活力あふれるまち	(第5章)
	節	住宅	(第2節)
	施策	居住環境の向上	(第2施策)
目的(ここから成果指標を導きます)	対象(誰、又は何を)	土地譲渡による納税者	
	意図(何をねらっているのか、対象をどのような状態にしたいのか)	優良な住宅供給のための土地譲渡について税法上の優遇措置を講ずることにより優良な住宅の供給を図る。	
手段(ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(団体補助等の場合はその補助金による団体の活動内容を記載)	16年度まで	租税特別措置法に基づく認定事務を行う。(ただし、平成10年1月1日から平成15年12月31日までは時限立法として短期(5年以下)の土地譲渡益に対する重課制度の適用停止があった為、申請は殆ど無い。)
		17年度	同上

2 実施(ドウ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金				
	道支出金				
	地方債				
	その他特財	11	10	6	
	一般財源				
	合計	11	10	6	
人件費(概算)	人数(年間)	0.05	0.01	0.01	
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	
	= ×	450	90	90	
総事業費 +		461	100	96	

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	認定事務(件数)	0	0	設定できない	
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	認定件数(代替指標)	0	0	設定できない	
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)	1件あたり事務コスト	0	0		

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等	重課制度の適用停止は景気浮揚の一環で行われたが、今後については不明である。
---------------------------------	---------------------------------------

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	法定受託事務であり、市が実施する義務がある	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	法定受託事務であり、目的の妥当性は判断できない	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	事務は規程されており改善の余地は無い	
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない	認定申請にあたっては、別途条例に基づき手数料が支払われている。	

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	当市での宅地開発の手法は、開発行為・区画整理が多く、この制度の認定を得たものと同等に扱われる為に該当が少ない。	
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率		

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	事務内容については支障ないが、適用の有無は法制度(運用)によるため、市の裁量の余地がない。事務の効率性についても改善の余地はない。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	法定受託事務であり、現状のまま継続する。